



●トピックス(1～2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



18歳から“大人です!!” 18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル

2022年4月から、成年年齢が18歳になりました。全国の消費生活センター等に寄せられたこれまでの相談を見ると20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、契約金額も高額になっています。成年になりたての皆さんはこれまで使えた未成年者取消権が行使できなくなり、悪質業者の格好のターゲットとなるおそれがあり、消費者トラブルの低年齢化が危惧されているところです。

国民生活センターでは、全国の消費生活センター等に寄せられた相談などから、新たに成年になった18歳・19歳の皆さんに特に気を付けてほしい消費者トラブル最新10選を公表していますのでお知らせします。消費者トラブルに遭わないためにも、若者が狙われやすい事例と対処方法を知っておくのは大変重要です。自分事として対処方法を身に付けてください。

1. 副業・情報商材やマルチなどの“もうけ話”トラブル

事例：簡単・確実に高収入を得られるという情報商材を購入したが全くもうからないし、事業者とも連絡が取れなくなった。

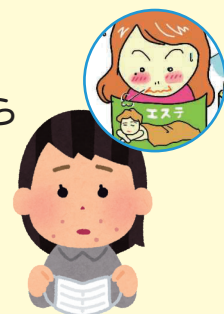
- 確実にもうかる話はありません！
- 「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない
- 「荷受代行」「荷物転送」は絶対にしない



2. エステや美容医療などの“美容関連”トラブル

事例：「10万円で全身脱毛」というSNS広告を見てクリニックに行ったら70万円の高額コースを勧められ契約してしまった。

- その場で契約・施術をしない！
- サービスの施術前にリスク等の説明を十分に受けて検討する
- 長期間の契約が心配なときは都度払いのコースを選ぶ



3. 健康食品や化粧品などの“定期購入”トラブル

事例：ネット通販で「お試し価格」とあったので1回だけと思って契約したら、4回の購入が条件の定期購入だった。

- 注文前に返品・解約の条件を確認する
- 低価格を強調する広告は特に詳細を確認する



4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘などの“SNSきっかけ”トラブル

事例：「定型文を送信するだけで月に100万円以上稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし情報商材を購入したが、マニュアル通り作業してもうまくいかない。

- SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する
- SNS上の広告から偽通販サイトに誘導されてトラブルになるケースも！



5. 出会い系サイトやマッチングアプリの“出会い系”トラブル

事例：SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘われサイトに移ったら様々な名目で料金を請求された。

- 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する
- サイトやアプリで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する



6. デート商法などの“異性・恋愛関連”トラブル

事例：マッチングアプリで知り合った女性とやり取りするうちに好意を持ち、勤務先の宝石店に案内された。「結婚する時にも使えるね」などと説得され、ダイヤモンドの指輪を購入してしまった。

- 相手の好意は、商品売るための手口であることも！
- 怪しいと思ったら、すぐに契約しない、お金を借りない



7. 就活商法やオーディション商法などの“仕事関連”トラブル

事例：インターネットで見つけた芸能事務所のオーディションに合格し契約したら、芸能スクールに通うための高額な契約をさせられた。

- 必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、ハッキリと断る
- 「オーディションに合格した」など、期待を持たせる勧誘トークに注意する
- アンケートなどを求められても安易に個人情報伝えず、利用目的を確認する



8. 賃貸住宅や電力の契約など“新生活関連”トラブル

事例：アパートを退去した後、ハウスクリーニング費用などを含む高額な原状回復費用を請求された。

- 契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する
- 賃貸住宅の退去時の条件などもしっかり確認する



9. 消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの“借金・クレカ”トラブル

事例：成人になってクレジットカードをつくったが、気が付いたら限度額いっぱいまで買い物をしてしまって、支払いができない。

- 借金をしてまで契約すべきものかよく考える
- 手数料が発生するリボ払いに注意する
- クレジットカードの利用明細は必ず確認する



10. スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

事例：格安スマホで無料通話のオプションに加入したのに、高額な通話料金を請求された。

- 勧誘を受けた事業者名やサービスの種類、連絡先、契約内容をよく確認する
- 解約時の条件についても事前にしっかり確認する



悪質なマルチ取引のトラブル



10日前、SNS(交流サイト)で知り合った友人から、「いいビジネスがある。商品セットを購入しマルチ組織の会員になり、会員になる人を紹介すれば利益が出る」と誘われた。商品代が20万円と高額だったため、お金がなく断ろうと思ったが、「必ずもうかるから」と消費者金融から借りることを勧められ、借金して購入し会員になった。親にこの話をしたら反対された。解約したい。(20代、女性)



商品やサービスを契約して組織に加入した上で、自分が友人などを誘い、新たな加入者を広げることで利益が得られるというのがマルチ取引で連鎖販売取引ともいいます。

全国的には、若者の相談が増加傾向にあり、健康食品や化粧品などの「商品」に関する相談や、近年は、SNSを契機にアルバイト感覚で申し込む投資商品や副業などのサービスに関する相談が増加しています。

目的を隠して誘い出し、「必ずもうかる」などと執拗な勧誘や、事例のようにお金がないと断ったものの、消費者金融から借金を勧められ高額な契約をさせられるケースも。

マルチ取引は法律で厳しい規制があり、契約後も消費者を保護するためにクーリングオフ(無条件契約解除)や中途解約のルールがありますが、トラブルにならないため次の点に注意しましょう。

- ①「簡単にもうかる」などの甘い言葉をうのみにしないこと。うまい話はありません!
- ②家族や友人に相談するなど、いったん冷静になって考える。
- ③友人や知人からマルチ取引の勧誘をされても、その場で契約せず、契約の意思がない場合はきっぱりと断る。自身が友人を勧誘することにより、人間関係を壊すおそれも。

高額な美容関連のトラブル



大学生の娘は、高額な脱毛エステのクレジット契約をしていた。友人の紹介で無料のカウンセリングに行ったら、全身脱毛を執拗に勧められて契約したという。支払い総額は90万円と高額だ。最近、クレジット会社から書面が届いたことで発覚した。解約させた。(50代、女性)



体験やカウンセリングのつもりが、強引な勧誘で高額な契約をさせられるケースが若者に多く見られますので、4月から成人となった18歳・19歳の皆さんに特に注意していただきたい消費者トラブルです。エステや一部の美容医療の契約は、契約期間が1か月を超え、金額が5万円を超える場合、契約書面交付日から8日間以内であればクーリングオフ(無条件契約解除)ができますが、トラブルにならないため次の点に注意しましょう。

- ①事前に複数の事業者から十分に情報を集め、比較・検討する。
- ②広告をうのみにせず、契約前に、施術内容や料金、期間、途中でやめた場合の精算方法、購入が必要な商品があるかなどを確認する。
- ③長期のコースは、途中でやめなくなったり、事情が変わり利用できなくなったりすることがあるので、高額な契約を安易にクレジットで締結しない。

「消費生活相談員」の資格取得に挑戦してみませんか

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。

問合せ先	独立行政法人国民生活センター資格制度室 電話：03-3443-7855 (試験の詳細) https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html
	一般財団法人日本産業協会 電話：03-3256-7731 (試験の詳細) https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html

消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を開催します。受講料は無料です。

日時	内容
7月16日(土) 10:00~17:00	消費者行政、特定商取引法、小論文の書き方
7月17日(日) 10:00~17:00	民法・消費者契約法、割賦販売法、過去問からみる必要な法律知識

申込期限
令和4年
7月8日(金)

※小論文添削希望者は7月1日(金)までに提出(受講者負担金(添削料)が別途必要となります。詳しくは下記まで。)

葉書又はファクス(095-823-1477)で、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、電話番号を添えて長崎県消費生活センターまでお申込ください。
詳しくは、長崎県消費生活センター 電話：095-895-2320 まで

消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対象	テーマ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方(高齢者を支援する団体等が主催する講座)	・高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者(自治会、高齢者団体等が主催する講座)	・悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方(高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	・賢い消費者となるために
消費生活学習会	一般消費者(市町、各種団体等が主催する講座)	・消費生活に関して希望されるテーマ
PTA等研修会	PTA等が主催する講演会・研修会	・親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者(団体、グループが主催する講座)	・暮らしに身近な金融に関すること(長崎県金融広報委員会講座)

問合せ 長崎県消費生活センター 電話：095-895-2320
申込み ホームページ(<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>)「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。

長崎県では、食品表示の適正化を図るために食品110番を設置し、食品の安全・安心や食品表示についての疑問・相談を受け付けています。

相談窓口：食品110番(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課内) Tel. 0120-492574
受付時間：月~金曜日 9:00~17:45(土日・祝日、年末年始除く)

食事故なし

この情報は、県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

消費生活の相談は

188



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります